

病 児 保 育 事 業

指 導 検 査 基 準

江 戸 川 区

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	評価区分	指 導 形 態
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

[凡例]

以下の関係法令、通知を略称して次のように表記する。

関係法令・通知	略称
病児保育事業実施要綱	実施要綱
昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
平成27年5月21日付雇児発0521第19号「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」	雇児発0521第19号通知

目 次

1 事業内容	1
2 設置の届け出	1
3 施設要件	1
4 職員配置	2
5 研修	3
6 事故報告	3
7 感染防止の措置	3
8 書類の整備	3

項 目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 事業内容	<p>この事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>病児・病後児対応型</p> <p>(1) 病児対応型 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>(2) 病後児対応型 児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業</p> <p>「回復期」とは、次のいずれかに該当する状態をいう。</p> <p>ア 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等児童が日常り患する疾病においては、急性期を経過した以降</p> <p>イ 学校保健安全法施行規則第18条に規定する麻疹、水痘、風疹等の感染症においては、他の児童に感染のおそれのある感染期を経過した以降</p> <p>ウ ぜんそく等の慢性疾患においては、発作が収まった以降</p> <p>エ やけど、骨折等の外傷性疾患においては、症状が固定した以降</p> <p>オ アからエに掲げるもののほか、医師が病気の回復期にあると判断した状態</p>	1 事業内容は適切か。	(1) 実施要綱第4条	(1) 事業内容が適切でない。	C
2 設置の届け出	<p>1 事業者は、事業の開始の日から一月以内に事業の実施計画を添えて病児保育事業設置届を区長に届け出なければならない。</p> <p>2 事業者は、届出事項に変更が生じたときは、病児保育事業内容変更届により、変更の日から一月以内に、その旨を区長に届け出なければならない。</p>	1 設置届を届け出ているか。	(1) 実施要綱第5条1	(1) 設置届を届け出していない。	C
3 施設要件	<p>この事業の実施機関は児童に対して適切な処置を確保できる者とし、事業者は、次に掲げる施設要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 保育室を有すること。その面積は児童1人あたり1.98㎡以上とすること。ただし、日ごとに利用する児童の年齢構成が異なることから、全ての児童が年齢及び症状に応じて快適に過ごせる空間を確保できるよう留意すること。</p>	1 児童1人あたりの基準面積を満たしているか。	(1) 実施要綱第6条	(1) 児童1人あたりの基準面積が不足している。	C

項 目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
4 職員配置	<p>(2) 児童の観察又は静養のための部屋として、観察室又は安静室を有すること。その面積は3.3㎡を下回らないこと。</p> <p>(3) 調乳及び簡単な調理を行うことが可能な調理室を有すること。独立した調理室の設置が困難な場合は、調理スペースを確保し、保育室との境界に柵を設けるなど安全性に十分配慮すること。 なお、本体施設が調理室を有する場合は、兼用としても差支えない。</p> <p>(4) 手洗い設備を設けること。</p> <p>(5) 保育所等の併設型施設においては、感染防止のために出入口、便所、児童用手洗い設備の全てが保育所等の設備とは別に設けられていること。</p>	<p>2 観察室又は安静室、若しくは隔離機能を有した部屋があるか。</p> <p>3 観察室又は安静室について、基準面積を満たしているか。</p> <p>4 調理室等があるか。</p> <p>5 手洗い設備を設けているか。</p> <p>6 保育所等の併設型施設について、出入口等の設置は適正か。</p>	<p>(1) 実施要綱第6条</p> <p>(1) 実施要綱第6条</p> <p>(1) 実施要綱第6条</p> <p>(1) 実施要綱第8条</p> <p>(1) 実施要綱第8条</p>	<p>(1) 観察室又は安静室、若しくは隔離機能を有した部屋がない。</p> <p>(1) 観察室又は安静室について、基準面積が不足している。</p> <p>(1) 調理室又は調理スペースがない。</p> <p>(1) 手洗い設備を設けていない。</p> <p>(1) 出入口等の設備を別に分けていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
	<p>事業者は、次に掲げる職員を配置しなければならない。 【病児・病後児対応型】 看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下、「看護師等」という。）を預かる児童おおむね10人につき1人以上配置するとともに、預かる児童おおむね3人につき1人以上の保育士を配置すること。</p> <p>(1) 保育士及び看護師等については原則常駐とする。ただし、以下の要件を満たし、利用児童にとって安心かつ安全な体制が確保されている場合には、看護師等の常駐を要件としないことができる。 ア 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行なう。 イ 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所が近接である。 ウ 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されている。 エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保している。</p>	<p>1 看護師等、保育士の配置は適正か。</p> <p>2 看護師等の常駐を要件としない場合、アからエの要件が満たされているか。</p>	<p>(1) 実施要綱第6条</p> <p>(1) 実施要綱第6条</p>	<p>(1) 預かる児童に対して、看護師等が不足している。</p> <p>(2) 預かる児童に対して、保育士が不足している。</p> <p>(1) 要件を満たしていないにもかかわらず、看護師等が常駐していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

項 目	基本的な考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	(2) 利用児童がいない場合については、利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としない。	1 保育士及び看護師等の常駐を要件としない場合、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されているか。	(1) 実施要綱第6条	(1) 保育士及び看護師等の常駐を要件としない場合、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていない。	C
5 研修	病児保育事業に従事する職員については、雇児発0521第19号通知の別添5「病児・病後児保育研修事業実施要綱」に定める研修を受講し、資質の向上に努めること。	1 研修を受講し、資質の向上に努めているか。	(1) 実施要綱第8条	(1) 研修を受講していない。 (2) 研修内容が不十分である。	C B
6 事故報告	不慮の事故が発生した場合には、適切な処置をとるとともに、事故報告様式を区に提出すること。	1 事故が発生した場合、区に報告しているか。	(1) 実施要綱第8条	(1) 事故が発生した場合、区に報告していない。	C
7 感染防止の措置	事業者は、次に掲げる措置をとらなければならない。 (1) 体温の管理その他健康状態を適切に把握するとともに複数の児童を受け入れるときは、他の児童への感染に配慮すること。 (2) 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他の児童及び職員への感染を防止すること。 (3) 他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他の児童の往来を制限すること。 (4) 児童の受入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種をしよう助言すること。 (5) 保育所等の併設型施設においては、感染防止のために出入口、便所及び児童用手洗い設備が保育所等の設備とは別に設けられていること。	1 感染防止について適切な措置をとっているか。	(1) 実施要綱第8条	(1) 適切な措置をとっていない。 (2) 措置が不十分である。	C B
8 書類の整備	事業者は、実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。	1 必要な帳簿を備えているか。	(1) 実施要綱第8条	(1) 必要な帳簿を備えていない。 (2) 帳簿が一部未整備である。	C B